

都市の リスクマネジメント

第46回

交際費①

交際費とは

首長等にとって交際費の支出には神経を使います。住民にとっては首長がどのようなものに対して交際費を支出しているかに関心が持たれており、住民から不審を持たれるような支出をすれば違法な支出として今日においては住民監査請求、住民訴訟が提起され、首長は被告の立場に置かれることとなります。そこで交際費の基本的事項について確認しておきます。

交際費は、地方公共団体の長その他の執行機関が、行政執行のために必要な外部との交渉上要する経費であると一般的に解されています(行政実例昭和28年7月1日)。交際費の支出については、地方公共団体の長等に一定の裁量があると解されていますが、支出の可否、支出の金額について慎重な検討を要するものであり、交際費の「目的を達成するため

の必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない(地方財政法4条1項)ことはいうまでもないところです。従って、職務執行との関連性を欠くような交際に要した経費を交際費として支出することは許されません。また、交際費は対外的な折衝のために公用として支出されるものですから、直接行政事務、事業の必要により開かれる各執行機関あるいは議会等の会合におけるものは、単なる内部的な会議であり、交際費として経理すべきものではなく、「食糧費」として支出されることが適当です。

交際費を支出する際の留意点

交際費の支出に関し、以前一部の地方公共団体において不都合が生じたことから自治省通知(昭和40年5月26日)が出され、次の留意事項が示されています。①交際費の支出については、自治法232条の3から232条の

5までの規定(支出負担行為・支出の方法等)の適用がある。従って、一般経費と同様、支出負担行為に基づき、正当債権者に支払いをすることが建前であること、②交際費を、一定金額を定めて定例的に資金前渡する支出の方法は①の建前から適当でないが、もしあらかじめ現金を前渡する必要がある場合には、所定の手続により、資金前渡の方法によるべきであること、③交際費といえども正当債権者の領収書を受けておくことが建前であるが、ただその経費の性質にかんがみ、例えば香典等社会通念上相手方から領収書を徴することができにくいものは、支出額、相手方等の収支の経費を明らかにする方法によること、④交際費については、他の費用の流用または予備費の充用は適当でないので、交際費を増額する必要がある場合は、所定の予算措置により行うものとする、が示されています。交際費

市町村アカデミー客員教授

大塚康男



Risk Management

は、その用途が特に住民の疑惑を受けやすいものですから、前記①～④の事項に留意して行うことが長をはじめ執行機関等に求められることとなります。

交際費の判断基準

交際費としての支出の適否は、個別的に社会通念により許容されている範囲を逸脱しているかによって判断せざるを得ないものです。

交際費を支出して接遇する必要があるのに接遇を行う場合や当該接遇をする必要性が一定程度あるとしてもそのために過大な費用を要する場合には当該接遇は社会通念上儀礼の範囲を逸脱しているものといえます。

その判断基準としては、①職務との関連性の有無、②支出先の団体等の性格、③支出対象となる行事等の性格などを総合して判断することになります。そこで、裁判例等を踏まえて交際費に伴う個別的な問題点を考えていきます。

(1) 地方公共団体が交際費に基づく公費接待を行うことの可否

地方公共団体が交際費に基づく公費接待(国や他の地方公共団体等に対するもの)を行うことが可能か否かについては、公費接待不要論がいわれたことがありますが、東京高

裁昭和62年6月29日判決(判例自治32号7頁)において、B県A市が市民プール等の建設事業遂行のため、B県の当局者との間で本件事業の説明の機会を設け、意見調整を行う必要があった際に、社会通念上相当と認められる範囲の接待を交際費で行うことは、地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上許容されるべきものであるとしています。裁判例においては、職務執行との関連性が認められるものについては、地方公共団体が上級官庁職員を含め外来者等を接待し、その経費を交際費をもって支弁することは可能であるとの見解が採られています。

(2) 交際費の支出内容の妥当性

交際費の支出内容の妥当性については、まず、支出が適法であるためには、当該支出の性質、内容、目的、金額、効果等の諸般の事情を勘案し、社会通念上相当な範囲の儀礼的支出であると認められることが必要となります。裁判例から①適法と判断されたものは、香料、見舞金、結婚祝い金などが挙げられます。また、②違法であるとされたものは、議員の海外視察に際し議長が交際費から餞別として支出した事例や選挙の陣中見舞いとしてビール券を交際費から支出した事例のほか出張祝い、当選祝い、就任祝い、政党の新春祝賀会会費、政党の定期大会会費、議員の出版

祝い、パーティー券代などが違法な事例として挙げられます(奈良地裁平成14年5月15日判決・判例自治233号19頁)。

なお、香料、見舞金、結婚祝い金などについては、市長や議長が職名と氏名を明記して選挙区内の者に贈ることは、交際費から支出するとしても、寄付の禁止規定(公職選挙法199条の2等)の趣旨に照らして望ましいものではないことから、〇〇市長、〇〇市議会議長の職名の表示までにとどめる必要があります。

筆者プロフィール

大塚康男 (おおつかやすお)

1946年東京生まれ。1970年日本大学法学部卒業。1973年市川市職員、同総務部法規係長、企画部企画課長補佐、環境部指導調整室長、総務部法務室長、総務部次長、議会事務局長、教育次長。2007年から市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)客員教授(「行政訴訟の実務」「住民監査請求」「議会事務」「危機管理」「債権管理」)。その他、自治大学校、全国市町村国際文化研修所、自治体が行う職員研修の講師。危機管理関連の著書に『実務住民訴訟』『議会人が知っておきたい危機管理術』『自治体職員が知っておきたい債権管理術』『新版・自治体職員が知っておきたい危機管理術』『議会人が知っておきたい財務の知識』などがある。